

社会福祉法人渋川市社会福祉協議会 渋川市社協ヘルパーステーション指定訪問介護事業運営規程

(平成18年2月20日制定)

| | | |
|----|----------------|----------------|
| 沿革 | 平成18年 2月28日 議決 | 平成19年 3月28日 議決 |
| | 平成19年 8月 1日 決裁 | 平成20年 3月28日 議決 |
| | 平成21年 4月 1日 決裁 | 平成22年 4月 1日 決裁 |
| | 平成22年10月 1日 決裁 | 平成23年 4月 1日 決裁 |
| | 平成23年 5月27日 議決 | 平成24年 4月 1日 決裁 |
| | 平成25年 4月 1日 決裁 | 平成26年 4月 1日 決裁 |
| | 平成27年 4月 1日 決裁 | 平成28年 3月29日 議決 |
| | 平成29年 3月15日 議決 | 平成30年 4月 1日 決裁 |
| | 平成31年 4月 1日 決裁 | 令和 2年 4月 1日 決裁 |
| | 令和 4年 4月 1日 決裁 | |

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人渋川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する渋川市社協ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士及び介護職員初任者研修修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問介護員等は、事業を利用する者（以下「利用者」という。）の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般のわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 渋川市社協ヘルパーステーション
- (2) 所在地 渋川市渋川1760番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員（以下「従業者」という。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（サービス提供責任者と兼務）
管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 9人以上（訪問介護員等と兼務）
サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成、利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。
- (3) 訪問介護員等 60人以上
訪問介護員等は、事業の提供に当たる。

- (4) 事務職員 1人以上
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
(3) サービス提供日 日曜日から土曜日までとする。
(4) サービス提供時間 午前7時から午後9時までとする。
(5) 電話等により、緊急対応が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護
(2) 生活援助

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割から4割までの額とする。

2 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う事業に要する費用は、その実費を徴収する。なお、本会所有の自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から居宅まで1回の訪問につき1,000円とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、渋川市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第10条 事業所は、利用者からの苦情、相談等の対応窓口を設置してその責任者及び連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行うものとする。

2 事業所は利用者が苦情の申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取り扱いをしない。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事故が発生した場合、その原因を解明し防止策を講じて事故の再発防止に努めるものとする。

3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき損害が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(秘密保持)

第12条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約に明記するものとする。

3 本会は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書により得ておくものとする

(研修)

第13条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務態勢を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回

(虐待防止に関する事項)

第13条の2 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため責任者を設置し、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催（テレビ電話装置等を活用しての開催を含む。）及び、その検討結果を従業者へ周知徹底

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 従業者に対し、虐待を防止するための研修を定期的実施

(4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第13条の3 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様、時間、心身の状況及び緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を年1回以上開催（テレビ電話装置等を活用しての開催を含む。）及び、その検討結果を従業者へ周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的 to 実施（委任）

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年2月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成23年9月1日から施行する。

2 社会福祉法人渋川市社会福祉協議会渋川市社協東部ヘルパーステーション指定訪問介護事業運営規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項については、平成27年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項については、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項については、平成30年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。